

## 加賀市議会報告会実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、加賀市議会基本条例(平成23年加賀市条例第13号)第18条の規定に基づき実施する議会報告会(以下「報告会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

### (開催単位、回数、時期等)

第2条 報告会は、地区区長会単位とし、2年度で1地区1回以上開催する。

2 報告会の開催時期は、議会活性化特別委員会(以下「委員会」という。)において協議し、議会運営委員会に諮って決定する。

### (報告会の内容)

第3条 報告会の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 議会の活動及び議案等の審議状況の報告
- (2) 市民との意見交換
- (3) 前2号に掲げるもののほか、重要と認められる事項

2 前項に規定する報告会の内容は、委員会が協議の上、決定し、年度内に開催する報告会では、同一のものとする。

### (班の編成、構成、任期等)

第4条 報告会は、班単位で実施する。

- 2 班は3班編成とし、議長及び副議長を除く議員は、いずれかの班に属するものとする。
- 3 班構成は、常任委員会の構成等を考慮し、委員会において決定する。
- 4 班の構成員(以下「班員」という。)の任期は2年とする。
- 5 班に班長を置くこととし、班員の互選により決定する。
- 6 全報告会には、班員のほか、原則として議長又は副議長が出席する。

### (役割分担)

第5条 報告会における司会進行、報告者、記録者その他報告会の運営に必要な役割は、各班において協議の上、調整する。

2 質疑に対する応答及び意見交換は、班員全員で行うものとする。

### (担当地区等の決定)

第6条 各班が担当する地区は、委員会が各班の構成を考慮の上、決定し、2年度で均等に開催す

るよう振り分ける。

2 報告会の日時及び会場は、各班において協議の上、決定する。

(記録)

第7条 報告会の記録は、記録者において要点記録する。

(次第等)

第8条 報告会は、1時間30分程度とし、次第はおおむね次のとおりとする。

次第

- (1) 開会あいさつ 議長又は副議長
- (2) 議会報告 班の報告者
- (3) 質疑応答
- (4) 意見交換
- (5) 閉会あいさつ 班長

(発言内容)

第9条 報告会において、班員は議会又は個人としての見解を述べることができる。ただし、個人としての見解を述べるときは、その旨を宣言し、市民に誤解を与えないようにしなければならない。

(資料)

第10条 報告会で配布する資料は、委員会で協議の上、決定する。

(結果等の報告)

第11条 班長は、年度内の報告会が終了後、当該報告会の結果等をまとめ、委員会に報告書を提出する。

- 2 委員会は、前項の報告書を取りまとめ、議長に報告書を提出する。
- 3 市民からの要望や提言等のうち、市行政に対するものについては、議長の判断により各常任委員会で調査又は意見集約の上、議長が市長に文書等で報告する。
- 4 市民からの要望や提言等のうち、議会に対するものについては、議長の判断により議会運営委員会において対応を協議する。
- 5 報告会の結果等は、議会広報紙又は市議会ホームページに掲載する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行し、平成28年度実施分の報告会から適用する。